

令和6年3月21日開会

令和6年3月21日閉会

第783回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 8 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議

第 7 8 3 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 3 月 2 1 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（1 人）

5 番	山 口 栄 子	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 9 号 令和 6 年度農作業標準賃金について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、5 番委員、8 番委員より欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、9 番委員より欠席、11 番委員より遅参する旨の報告を受けております。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。
只今より第 783 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思っております。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に6番委員と7番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第6号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては、所有権移転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■字■■■■、大字■■字■■■■■■で合計2筆でありまして、合計面積■■■■m²です。申請内容及び契約内容がありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、譲受人の夫である■■■■■■■■から、生前に相談があった農地であり、譲受人所有の田に譲渡人宅の田が入っており、進入路や取水口、排水口も一つであるため、ゆくゆくどちらも困る。との内容でした。お互い協議して農地法3条の許可申請を行い、所有権移転した方が良い旨をお話した経過がありましたが、当時は、申請農地が未相続であったため申請に至りませんでした。両者間では、相続登記が終わったら、所有権移転方向で協議がなされており、昨年秋頃、相続登記が終了したため、このタイミングになってしまいました。申請に至ったものです。譲受人は、専業農家であり、常時農作業に従事しております。譲受人は常時農作業に従事しており、経営面積は■■■■m²でございまして、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクター1台のみであり、田植や刈取の機械作業については、委託されておりましたので、今後も機械作業や草刈り等の作業も委託しながらやって行くとの事であります。申請地の場所につきましては、4ページ、5ページ、7ページに位置図、6ページ、8ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます

議案第6号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。

6番委員 整理番号1番の農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当

委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

6番委員 議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第6号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議長 議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第7号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、9ページをお開きください。議案第7号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書9ページにより朗読。今回の案件は、新規が4件、再設定が10件、合計14件であります。10ページから23ページまで内容を朗読。最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えの旨を述べた。

議長 議案第7号整理番号5番・6番・7番については、■番委員のご家族が、整理番号9番は■番委員が借受人となっている事案でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、先行して審議・採決を行いたいと思います。また、農業委員及び推進委員が借受人となっている案件について、意見のある方については意見を述べていただいて結構ですが、その都度賛成意見を徴することについては、省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 始めに、■番委員は退席をお願いします。

議長 これより整理番号5番・6番・7番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより整理番号5番・6番・7番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 これより、議案第7号整理番号5番・6番・7番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号整理番号5番・6番・7番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第7号整理番号5番・6番・7番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 ■番委員の入室を許可します。

議長 これより議案第7号整理番号9番に対する質疑に入ります。

議長 ■番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号9番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2番委員 今ほど事務局から説明があったように、2月そのような事故があつてしばらく農作業が出来ないとの状況になりましたので、今回このような結果になりました。なるべく早く治って頂ければいいと思うのですが、それまでは、このような形で進めていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 これより整理番号9番に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議長 質疑なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議長 意見なしと認めます。議案第7号、整理番号9番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号、整理番号9番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第7号、整理番号9番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 ■番委員の入室を許可します。

議長 続きまして、議案第7号整理番号5・6・7・9番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより本案に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議長 質疑なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか

10番委員 議案第7号整理番号5・6・7・9番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、決定したいと思います。

議長 これより、議案第7号整理番号5・6・7・9番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号整理番号5・6・7・9番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第7号整理番号5・6・7・9番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第8号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、25ページをお開きください。議案第8号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議案書25ページにより朗読。今回の案件につきましては1件です。26ページをお開きください。整理番号1番です。所有権の移転をする者は、福島県農業振興公社です。所有権の移転を受ける者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権を移転する土地は、大字■■■■字■■■■で面積は■■■■m²です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和6年3月23日、対価は■■■■円です。公社が令和5年12月に■■■■の■■■■さんから買入れた代金10アールあたり■■■■万円に公社の規程に基づいて算出された手数料を加えた価格となっております。購入者の農業経営の状況につきましては、29ページに記載あるとおりでございます。また場所につきましては、30ページに掲載してございまして、赤色斜線で塗られている部分が今回公社より売り渡される農地です。価格等につきましては、2月22日に農地利用調整会議を開催し、10番委員、会長の立ち合いの元、譲受人及び福島県農業振興公社職員で協議し決定した内容でございます。なお、議案第8号整理番号1番について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑なければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります、意見を徴します。

10 番委員 議案第 8 号、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、決定したいと思います。

議 長 これより、議案第 8 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 8 号農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を採決いたします。

議 長 議案第 8 号農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 9 号令和 6 年度農作業標準賃金について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 3 2 ページをお開き願います。

令和 6 年度湯川村農作業標準賃金等協定表(案)をのせてございます。

この協定書案につきましては、今年 2 月 13 日に農業委員会の農地部会を開催いたしましたして、その中で協議、検討いたしました。2 月の農業委員会全員協議会で委員の皆様には、ご説明をしております。2 月 29 日に開催いたしました湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りいたしまして決定したものを今回提案いたしております。

赤字で記入しているところが、今回改定したいと考えている部分でございます。改定内容については、農地部会で作成した原案の内容で協議会で決定をしております。詳細について説明いたします。

1 番の一般農作業料金については、J A 会津よつば湯川農作業受委託部会からの増額要望がありましたが、現状のままでも福島県の最低賃金をクリアしている事。昨年、1 日の料金を 7,000 円から 7,200 円に増額改定したばかりであること。さらに近隣町村の金額も考慮し、金額については、現状の金額としたい考えです。但し、毎年 10 月に最低賃金の見直しがありますので、今の 1 時間当たり 900 円が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額を適用する必要がありますので備考にその旨を標記したい考えであります。

続きまして、21 番の畦畔草刈りについてでございますが、今まで 10 a あたり年 3 回で 7,590 円の設定でありましたが、1 回分の設定にしてほしいとの要望ありましたこと。また、標記がわかりづらく 7,590 円×3 回の請求をしたという事例がありましたので、分かりやすい標記にした方が良いということで 1 回分の標記に改定したい考えです。しかしながら、田んぼの適正な管理から考えますと、1 回の標記にしてしまうと 1 回だけ草刈りをやれば良いというような考えになる場合もあると考えます。湯川村の美しい田園を守っていくには、や

はり適正な草刈りを行って頂きたく最低3回は実施して頂きたい。また3回では少ない4回にしてはどうか。という意見も地域の方から農業委員会に寄せられました件もあります。協議をした結果。標記は1回分の標記にし、7,590円を3回で割り返した2,530円に設定し備考欄に1回分但し年3回以上推奨と記載したいと考えます。

25番の堀さらいの備考の欄の、素掘は3,960円但し年2回という標記を分かりやすく素掘りは、1回3,960円で年2回推奨に記載内容を変更したい考えです。今回の内容は、湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものでございまして農業者の代表、農業生産者の代表、委託者であります土地所有者の代表、JA職員、学識経験者、我々農業委員会の代表で構成している協議会で協議決定した内容でありますので、改定内容につきましてご理解いただきますようお願いいたします。議案第9号の説明は以上です。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
4番委員 事務局から丁寧に説明をして頂きましたが、より良い農作業標準賃金等協定表を策定し、そしてチラシを村内に配布したいと考えておりますので皆様方の意見をよろしく願いいたします。

議長 質疑ございませんか。質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第9号、令和6年度農作業標準賃金について、を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、令和6年度農作業標準賃金についてを採決いたします。

議長 議案第9号、令和6年度農作業標準賃金について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第783回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第6号 原案のとおり決定
議案第7号 原案のとおり決定
議案第8号 原案のとおり決定
議案第9号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和6年3月21日午前10時9分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年4月18日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員